

南小国町農業委員会の委員（農地利用最適化推進委員）の募集について

「農業委員会等に関する法律」により、農地等の利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消など）の推進体制を強化するための現場活動等を行う農地利用最適化推進委員を農業委員会が委嘱することとなっております。

本町では、現農地利用最適化推進委員の任期満了に伴い、令和８年７月２０日より新たな農業委員会体制となるため、農業委員を次のとおり募集します

１．募集方法

個人や団体等からの推薦、応募

２．募集人数

８人

３．募集要件

次のいずれにも該当する者

- ①南小国町が設置する附属機関の委員である場合、農地利用最適化推進委員となることが法令等の定めにより禁じられていない者
- ②地方公務員法第３条第２項に規定する一般職に属する南小国町の職員でない者

なお、「破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者」、「拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」は法律の規定により最適化推進委員となることはできません。

４．農業委員会が定める区域（推薦・募集を受ける区域）

担当区域	人数
大字赤馬場区	２人
大字中原区	３人
大字満願寺区	３人

５．主な業務

- ①担当区域において農地等の利用の最適化の推進（農業委員と協力し実施）
 - ・担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進

②農地法等によりその権限に属された事項

- ・総会に出席し、担当区域の申請内容等についての意見

5. 推進委員の任期

令和8年7月20日から令和11年7月19日

6. 報酬（年額）

委員 基本給 153,000円（※募集時点の額になります。）

能率給 農地利用の最適化に係る活動に応じて町長が予算の範囲内で定める額

7. 推薦または応募の受付期間（推薦・応募用紙提出期間）

令和7年12月15日（月）午前8時30分から令和8年1月16日（金）午後5時まで（必着）（土日、祝祭日を除く）

8. 推薦・応募方法

推薦・応募用紙（推進委員用）に必要事項を記入し、南小国町農業委員会事務局（農林課農政係）まで持参若しくは郵送

推薦・応募用紙については、南小国町農業委員会事務局でお受け取りいただくか、南小国町ホームページからダウンロードしてください。

9. 推薦・応募状況の公表

推薦または応募された書面の事項（住所を除く）について、募集期間の間及び募集期間終了後にホームページ等にて公表しますので、あらかじめご了承ください。

10. 推進委員の委嘱等について

推薦または応募された方について選考を行い、農業委員会が委嘱します。

11. お問い合わせ先

南小国町農業委員会事務局（南小国町役場農林課農政係）

電話：0967-42-1144（直通）

内線：222

FAX：0967-42-1122